

市民の皆さまへ

三田市 避難所運営 マニュアル



ヘルプマーク

令和8年6月
三田市

目 次

はじめに	1
1 避難所とは	2
2 災害発生～避難所運営委員会が立ち上がるまで・風水害時など 一時避難への対応	3
（1）避難所への避難	4
（2）避難所開設準備（安全点検など）	7
（3）避難所開設	7
（4）避難所の閉鎖（風水害等の一時避難対応）	9
3 避難所における避難生活の開始	9
（1）避難所運営委員会の設立	9
（2）居住空間の設定	9
（3）居住班の編成	10
（4）各種活動班の編成	10
（5）運営会議	10
（6）活動班の活動	12
4 避難所の長期化対策・集約・閉鎖	13
資料1 市指定避難所一覧	14
資料2 地区連絡所一覧	16

はじめに

避難所は行政との連携のもとに住民の自治による自主的な運営を目指します。

避難所は、在宅避難者の支援も含め、地域コミュニティの場となります。災害発生直後は行政の担当者が施設の安全確認～開設・暫定運営を行いますが、避難生活が必要となる場合は、住民自治による取組が重要となることから、避難所は原則として、住民の自主運営とし、行政は、情報統括やニーズに対する必要な支援（物資調達など）を行います。

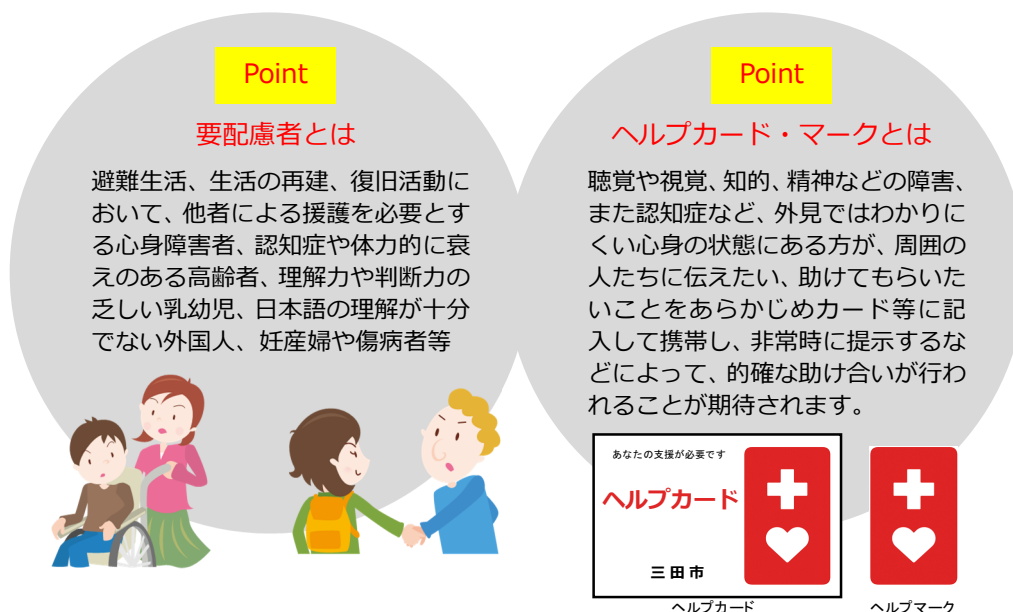
避難所は地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう在宅避難者にも配慮した拠点づくりとして取り組みましょう。

大規模な災害が発生した場合、避難所生活が長期化することが考えられます。避難所は、まちづくり協議会や区・自治会等の単位を基本とする考え方で運営しますが、避難所生活をしている人だけでなく、在宅避難者等、避難所以外の場所に滞在している人に対しても、等しく情報の共有、物資の供給等を行い、地域に住む全ての人にとっての生活再建の拠点となるように取り組みましょう。

要配慮者への配慮など、多角的な視点による避難所づくりに取り組みましょう。

避難所で生活する誰もが配慮し合い、みんなの“いのち”を大切に、関連死や病気の悪化を予防しましょう。要配慮者優先の意識を共有し、肉体的・精神的負担を軽減するような避難所内のレイアウトを考えましょう。

また、運営委員会の役員は、女性の参画を促し性別が偏らないように配慮し、避難所運営に多角的な視点を取り入れましょう。



1 避難所とは

(1) 避難所の目的

災害時等に生命・身体の安全を確保するため円滑かつ迅速な避難の受け入れを図り、また家屋被害やライフラインの機能低下により自宅での生活が困難になった被災者や、交通機関の不通による帰宅困難者の一時的な滞在を受け入れ、地域の支援拠点として情報発信、物資の配布等の被災者支援を行うことを目的とし開設します。

(2) 受入れ対象者

- ・ 災害による被害を受け、自宅での生活が困難になった方
- ・ 高齢者等避難、避難指示等
- ・ 交通機関の不通による帰宅困難者
- ・ 災害が発生する危険性・恐れがあるなどの理由により、自主避難する方

(3) 避難所の機能

- ・ 一時退避、避難生活場所
- ・ 情報の提供・収集場所
- ・ 水、食料、物資の配給場所
- ・ 衛生・応急医療等の活動拠点

(4) 避難所の運営

- ・ 避難者は、避難所運営委員会を設置し、避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づき、自主的な運営にあたってください。
- ・ 避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、避難所共通ルールを決めて守ってください。
- ・ 三田市災害対策本部は、避難所と定期的に連絡を取り、食料、物資、人員の派遣などの要請に対し、避難所の運営が滞らないよう支援を行います。

女性、幼児、性的マイノリティ等に配慮した避難所運営のポイント

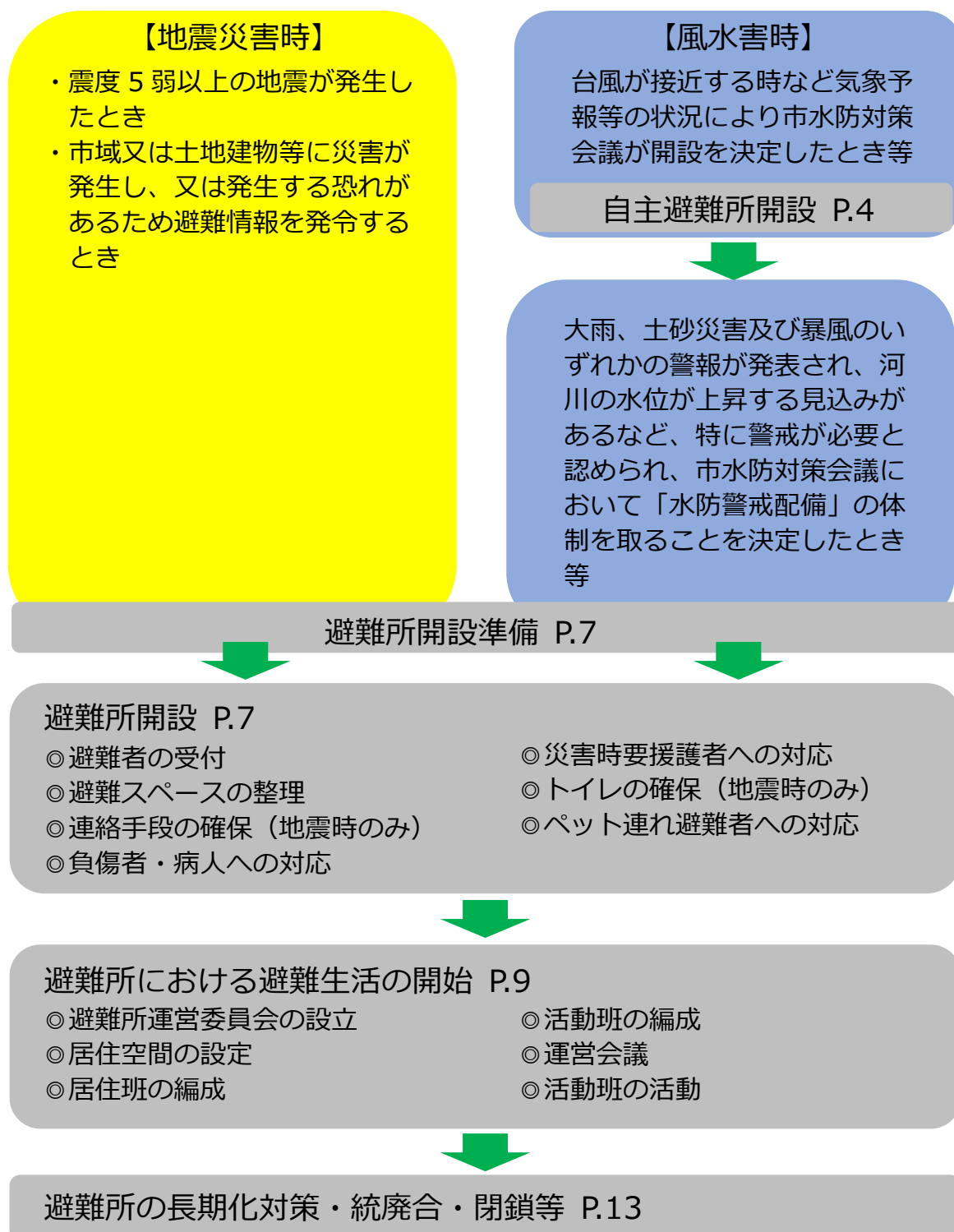
- ・ 避難所運営委員会の役員や班長は、女性の参画を促し性別が偏らないように配置します。(3割以上になるのが望ましい)
- ・ トイレ、更衣室は性別ごとに設けるほか、性別を問わず利用できる多目的トイレや個室利用できる更衣室も設けます。
- ・ 授乳室や子ども専用の部屋、スペースを設けます。
- ・ 生理用品や下着等、周囲に人がいる中で受け取りにくい物資の配布方法に配慮します。
- ・ 女性や性的マイノリティに関する問題を相談できる相談窓口を掲示板等に掲示します。



2 災害発生～避難所運営委員会が立ち上がるまで・風水害時など一時避難への対応

大規模災害により自宅が被災し、自宅での生活が困難な方や、高齢者等避難、避難指示等により避難を余儀なくされた場合は、市指定避難所にて避難生活を送ることとなります。

避難所対応については下記によりますが、被害状況により避難所生活の長期化が想定される場合は、避難所運営組織づくりを早急に行う必要があります。



(1) 避難所への避難

自主避難所の開設（風水害時のみ）

風が接近する時など気象予報等の状況により、市水防対策会議において自主避難所の開設を決定した時は、一部の市指定避難所において自主避難者の受け入れを行います。

自主避難所は、水防警戒配備体制への移行に伴い、通常の市指定避難所となります。

市指定避難所の開設

地震災害や風水害の発生時には、以下の状況に応じて市指定避難所が開設されます。

【資料1 三田市指定避難所一覧（P.14～15）】

地震災害時と風水害時で開設する避難所が異なりますのでご注意ください。



【地震災害の場合】

- ・震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・市域又は土地建物等に災害が発生し、又は発生する恐れがあるため避難情報を発令するとき



【風水害の場合】

大雨、土砂災害及び暴風のいずれかの警報が発表され、避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要があると認められるため、市水防対策会議において「水防警戒配備」の体制を取ることを決定したとき

避難情報等の収集方法

風水害時など気象予報等により事前に予測が可能な場合には、以下の方法により、原則、気象警報⇒高齢者等避難⇒避難指示⇒緊急安全確保と段階的に情報が配信されます。

- ① テレビ
- ② ラジオ
- ③ さんだ防災・防犯メール
- ④ エリアメール、緊急速報メール
- ⑤ 防災行政無線
- ⑥ 広報車によるアナウンス
- ⑦ 三田市ホームページ
- ⑧ 各種防災アプリ

【アプリの一例】

NHKニュース・防災アプリ、
日本気象協会わが家の防災ナビ、
Yahoo防災速報、goo防災アプリなど

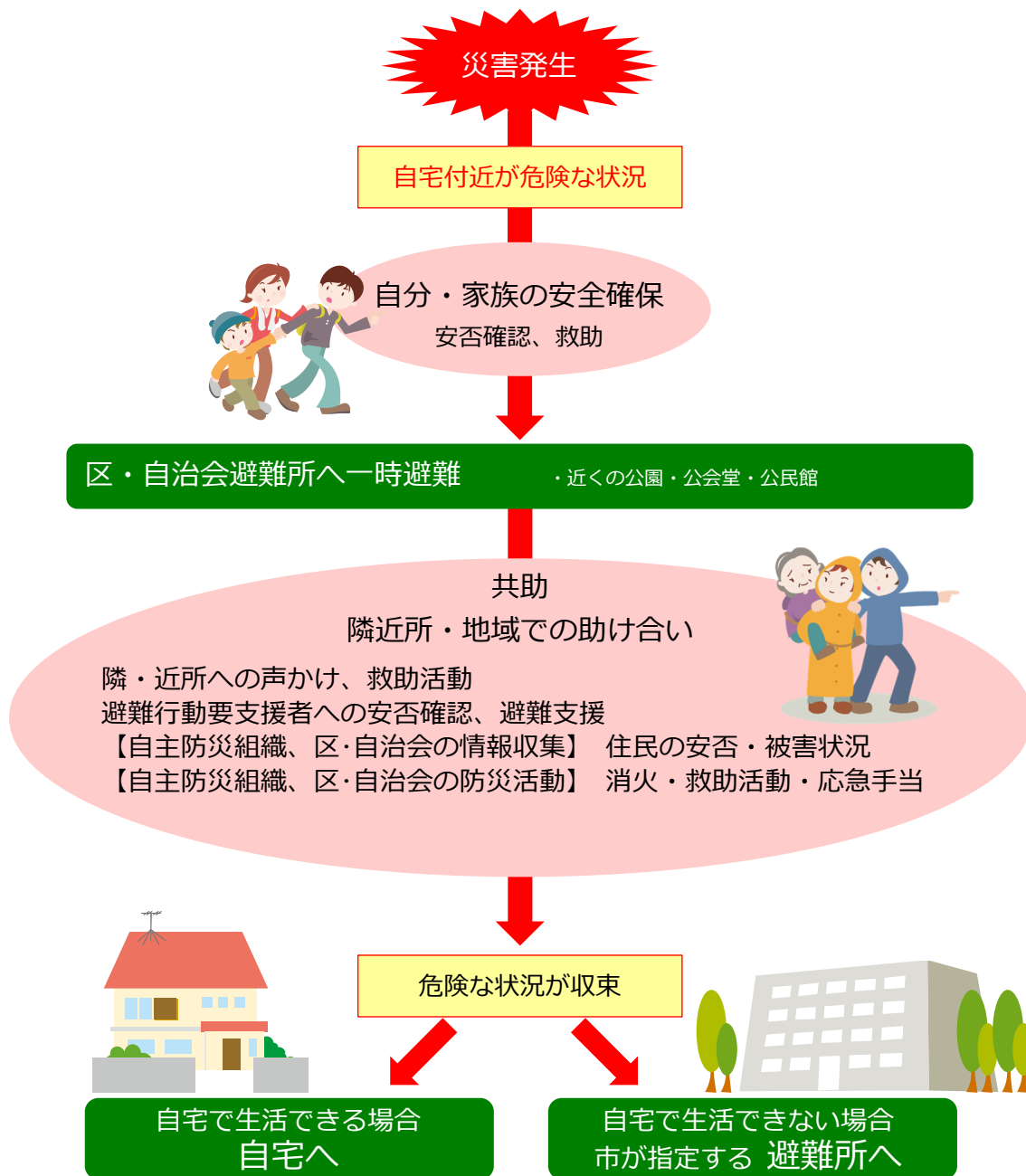
Point

さんだ防災・防犯メールにご登録ください

避難情報、気象情報、国民保護情報など、防災・防犯に役立つ情報をメールでお届けします。登録は無料。詳しくは下記QRコードからパンフレットをご覧ください。



避難時のポイント



- ① 上記フローにより、必要に応じて市が指定する避難所へ避難してください。
- ② 各区・自治会ごとに定められている区・自治会避難所を確認しておいてください。
- ③ 大規模な災害後に食料・物資が入手できないことを想定し、日常から食料・水（3 日分）や日用品、常備薬など非常用持ち出し品を整備し、避難の際に持参しましょう。

わが家の備蓄～災害に備えて～

三田市の食料等備蓄は、地震の被害による想定避難者約 4700 人に対して、1 日分の食料等の備蓄をしています。広域的な災害や避難が長期化した場合、市の組織を挙げて不足する食料等の物資を確保していくこととしていますが、これにより必ずしも充足できるとは限りません。

そこで、災害時の基本である自分の身は自分で守るという「自助」の取り組みにより、食料をはじめ普段使用する物資を備蓄しておいてください。（下記の例を参考に、あると便利なものではなく、「ないと困るもの」を準備しましょう。）

非常持ち出し袋の準備

避難する際に緊急的に持ち出すもの

- ☐ 食料（1 日分）
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 携帯電話充電器
（手回し式・電池式）、乾電池
- ☐ 個人的な必需品
 - ・常備薬　・保険証の写し
 - ・お薬手帳　・メガネ
 - ・コンタクトレンズなど

- ☐ 飲料水（3 リットル）
- ☐ 貴重品（現金、通帳、印鑑）
- ☐ ウエットティッシュ
- ☐ 懐中電灯
- ☐ タオル
- ☐ 寝袋・断熱マット
- ☐ ラップフィルム
- ☐ 呼び笛



日常生活に必要なものを 3 日間程度、できれば 1 週間分を備蓄しておき、災害による危険な状況が収束してきた場合の、自宅や避難所での避難生活に備えましょう。

家庭備蓄の準備

避難所には最低限の物資しか備蓄されていません

- ☐ 食料
 - ・アルファ化米
 - ・インスタントラーメン
 - ・缶詰
 - ・レトルト食品等
- ☐ 飲料水（1 人 1 日 3 リットルを目安）
- ☐ 生活用品
 - ・タオル
 - ・毛布
 - ・カセットコンロ・ボンベ
 - ・ウエットティッシュ
 - ・ドライシャンプー



ローリングストックによる備蓄も有効
日常食べるもの・使うものを多めに常備し、定期的
に使用して、使用した分を補充するという備蓄方法。

(2) 避難所開設準備（安全点検など）

地震災害発生の際には、施設管理者等が施設の応急的な安全確認を行います。
安全確認が終わるまでは、校庭等、安全な場所で待機していただくこととなります。

ポイント

- ① 建物内への立ち入りは、避難所運営担当職員・施設管理者の指示に従ってください。
- ② 避難所の敷地内で待機する場合には、以下のようなことを心掛けましょう。
 - ・校庭などでは、区・自治会の隣保や班ごとにまとまって集まりましょう。
 - ・負傷者、病人、要配慮者（高齢者、子ども、障がい者、外国人等）、ヘルプカード・マークを携帯している人など、配慮を要する避難者の把握に努めましょう。

(3) 避難所開設

大規模災害時には、避難所運営担当職員・施設管理者だけでは避難所開設を行うことが困難となることが予想されます。

開設に必要な以下の用務について、避難所運営担当職員・施設管理者と連携、協力していただくことで、早期の開設が可能となります。

避難所開設に必要な用務

- ① 避難者の受付（避難者名簿の作成）
- ② 避難スペースの調整、暫定リーダーの選出
- ③ 通信手段の確保、提供（地震時のみ）
- ④ 負傷者・病人への対応
- ⑤ 要配慮者への対応（ヘルプカード・マークの確認）
- ⑥ トイレの確保（地震時のみ）
- ⑦ ペット連れ避難者への対応



ヘルプカード



避難者名簿の作成について

避難所の各種サービスの提供は、避難者数が基礎となることから、正確な避難者名簿の作成が重要です。

ポイント



- ① 世帯ごとに避難している家族構成などをできるだけ詳しく避難者名簿に記入し、必ず避難所運営担当職員に提出してください。
- ② 避難者名簿に変更（世帯員の増減や帰宅による世帯減など）があった場合は、避難者名簿の変更が必要です。

安否確認について

大規模災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が急激に増加し、電話がつながり難い状況が発災当日から数日間続きます。

安否確認については、電話による通話を控え、災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話災害用伝言板（web171）を使用しましょう。

災害用伝言ダイヤル171利用方法

- ① 「171」にダイヤルする。
▼ガイダンスが流れます
- ② 録音する場合は「1」、再生する場合は「2」
※暗証番号（あらかじめ決めておく必要あり）を利用する場合
録音する場合は「3」、再生する場合は「4」
▼ガイダンスが流れます
- ③ 被災地の電話番号、携帯電話、PHS、IP
電話の電話番号を市外局番からダイヤル

災害用伝言版web171利用方法

- ① <https://www.web171.jp> にアクセス
- ② 被災地の電話番号、携帯電話、PHS、IP
電話の電話番号を市外局番から入力
- ③ 画面の指示に従って、文字による伝言を登録
する。



ペットの避難について

ペットは、飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心のよりどころとなる一方、多くの方が共同生活を営む避難所では、鳴き声、アレルギー等、他の避難者への影響を十分に配慮する必要があります。後述する避難所運営委員会において、ペットの飼育スペース設置などの対応を検討するとともに、ペットの飼育ルールを作り、避難者に周知しましょう。

ポイント

- ① ペットの同行避難については、飼い主の責任において適切な管理を行うことを原則とします。
- ② 避難者の居住スペースへのペットの連れ込みは禁止（盲導犬などの介助犬は除く）とします。
- ③ ペットの飼育スペースは、避難者の居住スペースからなるべく離れた場所を設定しましょう。
- ④ ペットの同行避難の受け入れに際しては、飼い主の氏名、動物の種類、数や特徴等を記載した飼育者名簿を作成しましょう。

帰宅困難者の受け入れについて

昼間等に大規模災害が発生した場合、交通機関の不通等により、通勤・通学者や観光、買い物等の来訪者が帰宅困難となることも予想されます。こうした帰宅困難者についても、避難所で一時的な受け入れを行います。

帰宅困難者は



- ① 安否確認ができれば、みだりに移動を行わず、勤務先等が近くであれば、帰社することも検討しましょう。
- ② 帰宅困難者についても、避難者と同様に、避難者名簿作成に協力しましょう。

(4) 避難所の閉鎖（風水害等の一時避難対応）

- ① 降雨等の気象状況が収束し、避難者が全て帰宅した後、以降の避難が見込まれない状況となれば、避難所を閉鎖します。
- ② 降雨等の気象状況が収束した後も避難者の都合で継続して避難する必要がある場合、災害対策本部事務局が区・自治会避難所での避難受け入れを区・自治会と調整することとし、可能な限り施設の日常利用の早期再開に努めます。

3 避難所における避難生活の開始

(1) 避難所運営委員会の設立

多くの人が長期間に渡って共同生活を営むためには、一定のルールに従った組織体系が必要となります。そこで、避難所を運営する意志決定機関として避難者を中心メンバーとした「避難所運営委員会」を設立し、避難者の自治による避難所運営を行います。

ポイント

- ① 避難所運営委員会は、主に会長、副会長、居住班班長、各種活動班班長で構成します。
- ② 避難者の代表者となる会長、副会長を選出しましょう。
- ③ 居住単位に基づく居住班を編成し、各班の班長を選出しましょう。
- ④ 避難者それぞれが仕事を分担して避難所の運営を行うための各種活動班を編成し、各班の班長を選出しましょう。
- ⑤ 多様な視点で避難所運営を行うため、避難所運営委員会の役員、班長は、女性の参画を促し性別が偏らないように配置し、民生・児童委員、ボランティア等の参画を積極的に募りましょう。



(2) 居住空間の設定

施設内のどの部分が利用可能かについて、避難所運営担当職員・施設管理者と協議し、避難者の居住空間を設定します。

ポイント

- ① 避難者全員分の居住空間を確保しましょう。
- ② 傷病者・障害者・高齢者・乳幼児・妊婦、女性や子どもなど要配慮者向けに専用のスペースを設けましょう。
- ③ 居住空間の区画を整理し、通路を確保しましょう。
- ④ 落ち着いてきたら、個人のプライバシー保護を考慮しましょう。

(3) 居住班の編成

避難所内に設ける居住区画ごとに居住班を編成します。

1つの班の構成人数は、最大40人程度を目安として人数の配分を行います。

ポイント

- ① 居住班の編成に際しては、居住地域や血縁関係を考慮しましょう。
- ② 各居住班には1人ずつ「班長」をおきましょう。
- ③ 各居住班から避難所全体で行うべき作業を行う活動班の班員を選出しましょう。

(4) 各種活動班の編成

避難所内で発生する様々な作業を行うために、総務班、受付名簿班、情報広報班、食料物資班、救護班、生活衛生班、要配慮者支援班、在宅避難者支援班など、各種活動班を編成します。【※参考「避難所運営委員会の構成」(P.11)】

ポイント

- ① 各種活動班は、各居住班より選出された数人の班員で構成し、1人ずつ班長をおきましょう。
- ② 避難所の規模や作業量によって、活動班を統合することも検討しましょう。

(5) 運営会議

避難所生活を円滑に進めるために、定期的に避難所運営委員会による運営会議を開催します。

避難所運営委員会には、避難所運営担当職員・施設管理者も参加します。

ポイント

- ① 会議は、朝食前、夕食後など1日2回の頻度で開催しましょう。朝の会議は、前夜以降に必要な伝達事項を主にし、夜の会議は、避難所運営における問題点等について話し合いましょう。
- ② 発災から時間が経ち、連絡事項等が減少すれば、開催頻度を減らしても構いませんが、最低限1日1回会議を開催し、問題点の有無などを確認するようにしましょう。
- ③ ボランティア等が運営に関して一定の役割を担っている場合には、オブザーバーとして参加を求めましょう。

避難所運営委員会の構成



(6) 活動班の活動

多くの人々が避難所で共同生活を行っていくためには、たくさんの分担すべき仕事があります。以下を参考に、仕事に応じた活動班を設定し、効率よく作業をすすめましょう。

避難者が行うこと

活動班	仕事内容	発災当日	3日まで	3日～1週間	1週間以内
総務班	避難所運営委員会の事務局				
	地域との連携				
	行政との連絡調整				
	空間配置の決定				
	生活ルールの決定				
	取材への対応				
	ボランティアの受入れ・管理				
	その他				
受付名簿班	名簿管理				
	部外者への対応				
	電話 郵便物 宅配便の取り次ぎ				
情報広報班	避難生活に必要な情報を収集する				
	避難所内向け情報伝達				
	地域との情報連携				
食料物資班	食料 物資の調達、受入、管理、配給				
	生活用水の確保				
	炊き出し				
生活衛生班	トイレの確保				
	ゴミ対策				
	風呂対策				
	衛生管理				
	ペット対策				
	防犯対策 見回り等)				
救護班	医療活動				
要配慮者支援班	要配慮者の把握・移送				
	避難所内での協力依頼				
	保健師などとの連携				
在宅避難者支援班	在宅避難者の把握				
	在宅避難者との協力				

4 避難所の長期化対策・集約・閉鎖等

災害から時間が経過すると、避難者の帰宅等が進むことで地域団体を中心とした活動が困難になり、その一方で避難生活の長期化によりストレスや衛生面でのケアが特に重要となります。避難所の運営体制の見直しを図るとともに、避難者へ災害対策本部から提供される応急仮設住宅の整備スケジュール、ライフライン復旧、避難所統廃合等に関する情報の周知に努め、避難者の自立と施設の再開へ向け避難所の撤収への合意形成を進めましょう。

(1) 避難生活長期化の注意点

- ①避難所での生活が長期化した場合、備品の増加等によりスペース配分に不均衡が生じることから、適時、ついたてやスペース配分の見直しを検討しましょう。
- ②避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の変化に注意が必要です。

(2) 避難所の規模縮小、統廃合等

- ①避難者数が減少したら、避難所運営委員会において避難スペースの縮小等について検討しましょう。
- ②避難スペースの縮小や、施設の再開に向けて避難所が統廃合される場合は、避難者に避難所内及び避難所間での移動について周知し、理解と協力を求めましょう。

(3) 避難所の閉鎖

- ①避難所の閉鎖が決定した時は、避難者に閉鎖時期や撤収準備等について周知し、閉鎖の準備に取り掛かりましょう。
- ②避難者の協力を得て、施設の清掃や整理を行い、避難所として使用する前の状態に戻しましょう。

【資料 1 市指定避難所一覧】

◆市指定避難所

	名 称	所 在 地	電話番号	受入人数※1		救護所 ※2	自主 避難所 ※3	風水害時 避難所 ※4	地震 災害時 避難所 ※5
				ケース1	ケース2				
三田	三田小学校	屋敷町 2 番 20 号	562-4751	214	1,043	○		○	○
	八景中学校	八景町 1205 番地	563-2204	240	1,076				○
	さんだ市民センター	三田町 22 番 19 号	563-2991	220	220		○	○	○
三輪	城山公園	三輪 1314 番地	563-5511	591	591		○	○	○
	三輪小学校	三輪 1 丁目 12 番 11 号	564-4087	214	804			○	○
	松が丘小学校	川除 535 番地	563-4320	214	666	○		○	○
	志手原小学校	志手原 881 番地	563-4406	191	482			○	○
	上野台中学校	志手原 1145 番地	563-0234	240	801	○			○
広野	広野小学校	上井沢 295 番地	567-0024	214	772	○		○	○
	広野市民センター	上井沢 28 番地 1	567-0490	180	180		○	○	○
小野	母子小学校	母子 721	566-0200	81	103		○	○	○
	旧小野幼稚園	小野 1740	566-0502	82	82			○	○
	有馬富士共生センター	尼寺 968 番地	566-1200	135	135		○	○	○
高平	高平小学校	下里 172 番地	569-0142	214	537	○		○	○
	高平ふるさと交流センター	布木 298	569-1811	321	321		○	○	○
藍	藍市民センター	大川瀬 1307 番地 44	560-7551	153	153		○	○	○
	藍中学校	大川瀬 1307 番地 36	568-3747	260	889	○			○
	つつじが丘小学校	つつじが丘南 3 丁目 829 番地 1	568-3771	252	889			○	○
	藍小学校	西相野 477 番地 1	568-0001	162	521			○	○
本庄	本庄小学校	東本庄 1910 番地	568-1002	189	458			○	○
	長坂中学校	長坂 484 番地	568-1307	238	510	○			○
	ふれあいと創造の里	四ツ辻 1129 番地 1	568-4000	291	291		○	○	○
フラワー タウン	武庫小学校	武庫が丘 4 丁目 13 番地	563-1761	218	982			○	○
	狭間小学校	狭間が丘 4 丁目 4 番地	562-2145	214	952			○	○
	狭間中学校	狭間が丘 4 丁目 1 番地	564-6492	235	941	○			○
	富士小学校	富士が丘 1 丁目 12 番地	562-8245	205	756			○	○
	富士中学校	富士が丘 3 丁目 25 番地	562-7224	270	839	○			○
	弥生小学校	弥生が丘 2 丁目 20 番地	562-5175	214	805			○	○
	フラワータウン市民センター	武庫が丘 7 丁目 3 番地 1	562-5555	304	304		○	○	○

	名 称	所 在 地	電話番号	受入人数※1		救護所 ※2	自主避難所 ※3	風水害時避難所 ※4	地震災害時避難所 ※5
				ケース1	ケース2				
ウッディタウン・カルチャータウン	すずかけ台小学校	すずかけ台 2 丁目 45 番地	565-0081	191	891			○	○
	あかしあ台小学校	あかしあ台 2 丁目 6 番地	565-2712	252	1,037			○	○
	ゆりのき台小学校	ゆりのき台 4 丁目 24 番地	565-7145	247	1,067			○	○
	ゆりのき台中学校	ゆりのき台 2 丁目 1 番地 1	565-4971	270	1,056	○			○
	けやき台小学校	けやき台 3 丁目 77 番地	565-1950	250	1,025			○	○
	けやき台中学校	けやき台 2 丁目 1 番地	565-0086	274	1,154	○			○
	ウッディタウン市民センター	けやき台 1 丁目 4 番地 1	565-2443	309	309		○	○	○
	学園小学校	学園 7 丁目 7 番地	565-8100	214	614	○		○	○
合 計				8,519	24,190	12	10	29	37

※1) 受入人数は、1人当たり3㎡を有効面積として算出している。

・ケース1は小中学校について体育館のみを使用した場合

・ケース2は小中学校について体育館と教室等を使用した最大の場合

※2) 救護所欄の○印は救護所を設置する市指定避難所を示す。

※3) 自主避難所欄の○印は、風水害時に自主避難者を受入れる市指定避難所を示す。

※4) 風水害時避難所欄の○印は、風水害時に避難者を受入れる市指定避難所を示す。

※5) 地震災害時避難所欄の○印は、地震災害時に避難者を受入れる市指定避難所を示す。

◆補助避難所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 入 人 数
県立有馬高等学校	天神 2 丁目 1 番 50 号	5 6 3 - 2 8 8 1	982
県立北摂三田高等学校	狭間が丘 1 丁目 1 番地 1	5 6 3 - 6 7 1 1	944
県立三田西陵高等学校	ゆりのき台 3 丁目 4 番地	5 6 5 - 5 2 8 7	1,651
県立三田祥雲館高等学校	学園 1 丁目 1 番地	5 6 0 - 6 0 8 0	593
合 計			4,170

◆補助避難所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 入 人 数	受入対象者
総合福祉保健センター	川除675番地	559-5700	248	要配慮者
ひまわり特別支援学校中学部・高等部	富士が丘3丁目 25 番地	562-7667	25	在 校 生、卒 業 生 で 市 が 特 定 し、事 前 に 調 整 を 行 っ た 者
ひまわり特別支援学校小学部	富士が丘1丁目 12 番地	562-8667	65	
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校	大原梅の木 1546-6	563-3434	100	
兵庫県立高等特別支援学校	大原梅の木 1546-6	563-0689		
合 計			438	

【資料2 地区連絡所一覧】

	地区名	第1順位	電話番号 FAX 番号	第2順位	電話番号 FAX 番号
1	三田地区	さんだ市民センター	563-2991 563-2992	—	—
2	広野地区	広野市民センター	567-0490 560-5017	広野小学校	567-0024 567-0343
3	小野地区	有馬富士共生センター	566-1200 566-1199	旧小野幼稚園	566-0502 566-0591
4	母子地区	母子小学校 (地震災害時のみ)	566-0200 566-0045	—	—
5	高平地区	高平ふるさと交流センター	569-1811 569-0211	高平小学校	569-0142 569-0399
6	藍地区	藍市民センター	560-7551 560-7553	藍中学校	568-3747 568-3740
7	本庄地区	ふれあいと創造の里	568-4000 560-7013	本庄小学校	568-1002 568-4639
8	フワラータウン地区	フラワータウン市民センター	562-5555 560-2102	武庫小学区	563-1761 563-5462
9	ウッディタウン ・カルチャータウン地区	ウッディタウン市民センター	565-2443 565-2444	けやき台小学校五	565-1950 565-1951



SANDA CITY